審査の結果の要旨

氏名 金 平煥

本論文「東アジアにおける逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力-日中韓における逃亡犯罪人引渡しを中心とした三国間の国際刑事協力をめぐる法的諸課題について検討を行ったものである。東アジアにおける国境を越える犯罪に実効的に対処するためには、刑事分野での三国間の国際協力が不可欠である。本論文は、法実務上非常に重要であるにもかかわらず、従来は断片的にしか検討がなされて来なかったこの主題について包括的な検討を行うものであり、日中韓における犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の実態及び問題点を明らかにした上で、犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の円滑化及び促進のための提言を行うことを目的とする。

本論文は、第1章「はじめに」、第2章「逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の法的構造と先行研究」、第3章「日本国における逃亡犯罪人引渡し」、第4章「中国における逃亡犯罪人引渡し」、第6章「省察」、第7章「結論と提言」からなる。

第1章「はじめに」においては、統計に基づき国外逃亡犯罪の現状を示し、三カ国いずれにおいても、犯罪人の国際逃亡先としては他の二カ国が占める割合が高く、引渡協力の促進が求められていることを指摘する。そして、日本は中国及び韓国に比べて国際刑事協力に関する諸条約(犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約)の締結数が著しく少ない、日中間では日韓間及び中韓間とは異なり犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約が締結されていないといった条約締結の偏差があることを指摘する。

第2章「逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協力の法的構造と先行研究」では、まず第1節「逃亡犯罪人引渡しをめぐる法的枠組」において、欧州における国際刑事協力の条約規定並びに犯罪人引渡しの法的性質、基本原則及び人権保障との関連についての従来の議論を概観する。第2節「国際刑事協力の法的構造」においては、国際刑事協力についての確立された定義はないこと、逃亡犯罪人引渡しに狭義の刑事共助を加えて広義の刑事共助と呼ばれること等を指摘する。第3節「先行研究の検討」においては、アジア諸国における犯罪人引渡しを促進するための提言や東アジア共同体憲章案等について概観する。その上で、第4節「小括」においては、逃亡犯罪人引渡しをめぐり特に中国及び韓国における国家実行についてまとまった検討はなされてこなかったことを指摘した上で、東アジアにおける国際刑事協力のための法的枠組創設の提言には、中韓の制度及び国家実行についての分析が欠如しており、また地域的安全保障や地域的人権条約といった共通の基盤がないにもかかわらず、欧州で構築された法的枠組を安易に導入しようとしたとしてこれを批判する。

第3章「日本国における逃亡犯罪人引渡し」では、まず第1節「戦前の逃亡犯罪人引渡 し」において、明治期の逃亡犯罪人引渡条例、日米逃亡犯罪人引渡条約、日露逃亡犯罪人 引渡条約について概観した上で、第2節「戦後の逃亡犯罪人引渡し」において逃亡犯罪人 引渡法、日米犯罪人引渡条約及び日韓犯罪人引渡条約について検討を加える。まず、逃亡 犯罪人引渡法については、引渡手続の司法化(令状主義を導入したこと及び裁判所が引渡請求の適法性及び引渡可否の該当性を決定すること)に最大の特徴があると指摘する。次に、日米犯罪人引渡条約については、人権保障条項は特にその必要性がないとして挿入されなかったことが特徴として指摘される。最後に、日韓犯罪人引渡条約については、日本が同条約を締結した背景として、自国民の引渡しが行われてもよいとされる認識があったこと及び相手国の司法体制に対する理解が深まったことを指摘するとともに、同条約の特色として、日米条約とは異なり人権保障条項がおかれたこと等を指摘する。第3節「引渡裁判の事例」では、尹秀吉事件及び張振海事件を政治犯不引渡し原則をめぐる事案として、遺伝子スパイ事件を犯罪嫌疑の十分性をめぐる引渡裁判の事案として位置づけ、各判決について詳細に検討する。第4節「国際礼譲による逃亡犯罪人引渡しなど」では、犯罪人引渡条約に基づかない国際礼譲による引渡しの実例として、富士銀行不正融資事件及び袁同順事件につき検討し、あわせて罰金未納によって労役場留置に処せられる逃亡犯罪人の引渡協力についても検討する。第5節「その他の国際刑事協力」では、刑事共助及び受刑者移送の実態、関連する条約及び事案について概観する。第6節「小括」において本章を要約する。

第4章「中国における逃亡犯罪人引渡し」では、まず第1節「逃亡犯罪の現状と刑法の 適用範囲」において、2000年に引渡法が施行されたこと、これまで35の犯罪人引渡条約、 50 の刑事共助条約、9 の受刑者移送条約が締結されたこと等を指摘する。第2節「『引渡法』 と逃亡犯罪人引渡条約」では、中国の引渡法及び中国が締結した逃亡犯罪人引渡条約につ き検討する。中国が締結した犯罪人引渡条約は国境を接している中央アジアや東南アジア 諸国とのものが多いが、西側諸国、アフリカ諸国及び中南米諸国との条約もある。中国が 積極的に引渡条約を締結した背景としては、国境を接する国が多いことに加えて、腐敗犯 罪との戦いという政府の方針に基づいて引渡請求の必要性が高まっていること、外国から の条約締結の要請に応ずることは中国の外交力向上の政策と合致することが指摘できる。 しかしながら、英米加との間では引渡条約は締結されておらず、かつ英米法系諸国は条約 前置主義をとっているため、これらの諸国は中国の汚職犯罪者の主な逃亡先となっている。 第3節「引渡裁判と国務院の決定」では、引渡可否決定の手続を概観する。最高人民法院 が引渡可能と決定したときは、これを外交部に送付し、外交部は国務院の最終決定を求め ることになる。最高人民法院が引渡不可の決定をした場合でも、国務院はその決定に拘束 されず、引渡の決定をすることが可能である。第4節「引渡法および引渡条約における引 渡制限事由」では、引渡制限事由として、自国民不引渡し、政治犯不引渡し、死刑不引渡 し、その他の引渡制限事由(軍事犯罪、財政犯罪等)について検討する。中国が締結した 多数の引渡条約では政治犯罪を義務的な引渡拒否事由として定めるが、同時にベルギー加 害条項がおかれている。中央アジア諸国との引渡条約では政治犯罪を引渡制限事由として 定めていないが、これは中国の少数民族の民族運動につき司法の関与を排除して政治的考 慮に基づいて解決しようとの意図が反映されたものである。第5節「その他の国際刑事協 力」では、刑事共助、受刑者移送並びに特別行政府(香港、マカオ)及び台湾との引渡協 力について概観し、中台間の引渡協力は金門協議及び両岸共助協議に基づいて行われるこ とが指摘される。第6節「台湾(中華民国)における逃亡犯罪人引渡しをめぐる国際刑事協 力」では、台湾における引渡法、引渡条約、刑事共助及び受刑者移送について概観する。

第7節「小括」において本章を要約する。

第5章「韓国における逃亡犯罪人引渡し」では、まず第1節「逃亡犯罪の現状と『犯罪人引渡法』」において、韓国における逃亡犯罪及び引渡協力の現状、犯罪人引渡法及び逃亡犯罪人引渡条約を概観する。第2節「法整備以前の逃亡犯罪人引渡しをめぐる日中との交渉」では、韓国引渡法が施行された1988年以前に生じた丁フンサン事件、朴正熙大統領狙撃事件及び卓長仁らの事件における処理の過程を追跡する。第3節「引渡裁判の事例」では、グエン・フー・チャン事件及び劉強事件について詳細な検討を加え、劉強事件判決では、相対的政治犯罪について政治性を過大に評価したことは適正な司法判断であったか疑問があると指摘する。第4節「その他の国際刑事協力」では、刑事共助、受刑者移送、法務・検察の国際協力活動について検討を加える。第5節「脱北者をめぐる周辺国の国際刑事協力」では、北朝鮮からの脱北者の現状、脱北者の法的地位、脱北者をめぐる周辺国の立場、について検討する。第6節「小括」において本章を要約する。

第6章「省察」においては、日中韓各国における引渡協力の問題点を指摘する。日本における引渡協力の問題点としては、まず、具体的な裁判例が取り上げられ、「遺伝子スパイ事件」引渡裁判における犯罪嫌疑の判断について、米国の裁判で判断されるべき有罪・無罪を日本で先取りして判断するのは身柄引渡しという国際協力の趣旨に照らして問題があることが指摘される。さらに、制度的な問題点として、犯罪人引渡条約を米国及び韓国との間でしか締結していないことが挙げられている。日本が犯罪人引渡条約を締結しない理由としては、第1に、相手国における司法体系の健全性を条約締結の要件としてきたため、諸国との引渡条約締結が容易ではないこと、第2に、日本における死刑制度が欧州諸国との引渡条約締結を困難にしていること、第3に、国際刑事協力に関して法務省に一国主義的な体質があることを指摘する。

次に、中国における引渡協力の問題点としては、第1に、引渡裁判における司法化が未熟であること、第2に、逃亡犯罪人の人権保障に基本的な問題があること、第3に、引渡法において自国民であることを義務的な引渡拒否事由と定めたが、その自国民の範囲の中に香港及びマカオのみならず台湾人も含めていること、第4に、引渡協力において偏向的な姿勢がみられ、国内の腐敗犯罪に関連した逃亡犯罪人の身柄引渡しを積極的に求めながらも、自国民の国外犯について請求国の刑罰権行使の協力には消極的であること、第5に、ロシア及び中央アジア諸国との引渡条約において政治犯罪を引渡制限事由として定めず、新彊ウイグル及びチベットの政治運動に関わった逃亡犯罪人の人権侵害をもたらしうることが挙げられる。

最後に、韓国における引渡協力の問題点としては、政治犯罪の範囲についての議論が少なく引渡裁判に委ねられていること、劉強事件の引渡裁判において、行為が政治活動そのものでもそれに付随するものでもないにもかかわらず、他国の政策に反する目的でなされ被害法益が大きくないという理由で政治犯罪と認めており、「反日無罪」の判断だとの批判を免れないことを指摘する。

第7章「結論と提言」においては、本論文全体の要約をした上で、三カ国における国際 刑事協力の円滑な作用と促進のために次の4つの提言を行う。第1に、立法政策の見地か ら、①引渡条約に「執行猶予付引渡し」の条項を設けること、②「臨時引渡し」に関する 規定を設けること、③逃亡犯罪人の「同意付引渡し」を行うこと、④自国民であることを 理由に引渡しを拒否する場合、被請求国がその犯罪人について処罰を徹底することを提案する。第2に、刑事共助における共助実施の促進とその活用を提案する。第3に、日中間での犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約と日中韓三国間での犯罪人引渡条約の締結を提案する。第4に、三カ国間の常設協議体を創設することを提案する。

以上が本論文の要旨である。

本論文の長所としては以下の諸点が挙げられる。

第1に、本論文は、実務上の重要性が高い日中韓三カ国における犯罪人引渡をめぐる国際刑事協力について、各国の国内法、条約及び判例を精緻にフォローした上で検討を加えている。ここまで丹念になされた実証的な先行業績は皆無であり、その意味で本研究は東アジアにおける国際刑事協力に関するパイオニア的な意義を有する。

第2に、本論文の検討対象の広さも注目に値する。本論文においては、日中韓三カ国のみならず、複雑な問題を惹起しうる台湾、香港、マカオ、北朝鮮が関わる諸論点にまで射程に含めた検討がなされている。さらに犯罪人引渡しのみならず、刑事共助及び受刑者移送についても検討している。これらの幅広い検討は、東アジアにおける国際刑事協力のあり方を包括的に捉える上で非常に有益なものとなっている。

第3に、本論文では、立法論の展開にあたって、日中韓三カ国それぞれについて、制度上・運用上の内在的問題点を具体的かつ正確に抽出した上で論じており、既存の議論に欠けていた面倒な作業を厭わず行っている。本論文は実務家である著者による実務志向に溢れた論文であり、かつ、あるべき真摯な研究態度が反映されている。

他方、本論文にも欠点がない訳ではない。

第1に、本論文においては一般国際法への言及が弱いと言わざるを得ない。結論的には本論文で扱った主題には必ずしも直接の関連はないとはいえ、例えば「引渡しか訴追か」が一般国際法上の義務にもなるのか、関連しうる国際人権規範との関係はどうなるかといった問題についても検討がなされていれば、本論文に一層の深みが出たと思われる。

第2に、本論文はやや冗長であり、また構成において整理が不十分な点がみられる。 本論文には、以上のような問題点がないわけではないが、これらは、長所として述べた 本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その著者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士(法学)の学位を授与するにふさわしいと判定する。